

特許権	判決年月日	平成 3 0 年 9 月 2 0 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成 2 9 年(行ケ)第 1 0 1 9 4 号, 第 1 0 1 9 0 号		
○ 発明の名称を「ガスセンサ素子及びその製造方法」とする発明に係る特許について, 引用例に接した当業者は, 請求項 1 ないし 3 に係るいずれの発明についても, その構成を容易に想到することができたとはいえないとした事例。				

(事件類型) 審決 (一部無効・一部不成立) 取消 (結論) 審決一部取消

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項, 3 6 条 6 項 1 号, 同項 2 号

(関連する権利番号等) 無効 2 0 1 4 - 8 0 0 0 3 1 号, 特許第 5 1 0 4 7 4 4 号

判 決 要 旨

1 本件は, 発明の名称を「ガスセンサ素子及びその製造方法」とする発明に係る特許の無効審判において一部無効・一部請求不成立とした審決の取消訴訟である。本件審決は, ①本件特許はサポート要件及び明確性要件に適合している, ②請求項 1 に係る発明は, 引用例に基づいて, 当業者が容易に発明をすることができたものである, ③請求項 2 及び 3 に係る発明は, 引用例に基づいて, 当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない, と判断した。無効審判請求人である原告は, 取消事由として, ①請求項 2 及び 3 に係る発明についての明確性要件適合性及びサポート要件適合性の判断の誤り, ②請求項 2 及び 3 に係る発明についての相違点の容易想到性判断の誤りを, 特許権者である被告は, 取消事由として, 請求項 1 に係る発明についての相違点の容易想到性判断の誤りを, それぞれ主張した。

2 本判決は, 概略, 以下のとおり判示して, 審決を一部取り消した。

(1) 明確性要件について

請求項 1 及び 2 の記載は, それ自体から請求項 1 及び 2 に係るガスセンサ素子の発明特定事項及びその技術的意味を明確に把握することができるものであるから, 明確性要件に適合しているというべきである。

(2) サポート要件について

当業者は, 請求項 1 記載のガスセンサ素子が, 固定電解質シートにおける「表面アルミナ層」に関する発明特定事項である構成要件 1 D) ~ 1 H) を備えていることによって, 「表面アルミナ層によって, ジルコニア充填部が充填用貫通穴から抜け出してしまうことを防止することができる」との課題を解決できるものであることを認識できるというべきである。

したがって, 請求項 1 及びこれを引用する請求項 2 に係る各発明は, サポート要件に適合しているというべきである。

(3) 請求項 1 に係る発明についての相違点の容易想到性について

本件審決が認定したとおり, 本件特許に係る出願当時, 積層タイプのガスセンサ素子に

において、これを構成する各未焼成シートをアルミナからなる接着剤を介して積層することは、当業者にとって周知の技術であったと認められる。しかし、甲３には、製造誤差の程度を勘案して、固体電解質体の表面が露出する程度の隙間を設定することなどは、記載も示唆もされていないし、これが、当業者にとって当然の技術常識であると認めるに足りる証拠も見当たらない。仮に、「製造誤差」を考慮して接着剤の量を調整することが、当業者の技術常識であるとしても、甲３の記載に接した当業者は、接着剤の量は、導体層に設けられた平坦部と略面一となるように、すなわち、当該平坦部との間にできるだけ隙間を生じないように調整するものと理解すると認めるのが相当である。そうすると、当業者が「電極と接着剤との間に隙間を設ける」構成を採用する動機付けがあると認めることはできず、請求項１に係る発明についての相違点１の構成を、当業者が容易に想到できたということとはできない。

したがって、この点についての本件審決の判断には誤りがある。

(4) 請求項２及び３に係る発明についての相違点の容易想到性について

請求項２に係る発明についての相違点１，請求項３に係る発明についての相違点３は、それぞれ請求項１に係る発明についての相違点１と同一ないし実質的に同一であるから、その余の事実について認定判断するまでもなく、この点についての本件審決の判断は結論において相当である。